

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22720325

研究課題名(和文)現代アフリカにおける民主国家と伝統的権威者の関係：ナイジェリアの事例研究

研究課題名(英文)Traditional Rulers and Democracy in Contemporary Africa: A Case Study of Nigeria

研究代表者

松本 尚之(Matsumoto, Hisashi)

横浜国立大学・教育人間科学部・准教授

研究者番号：80361054

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、民政移管から10年目を迎えたナイジェリアにおいて、諸民族の伝統的権威者(王や首長)が国家行政のなかで持つ役割や影響力について調査研究を行った。特に三大民族の一つであるイボ人を事例とし、小規模地域集団を単位として選ばれる王(エゼ)が、地方集団を越えて行使する影響力を考察した。調査では、州政府や地方政府が、各集団の王制に対して与える影響力を把握するとともに、各政府が組織する伝統的権威者の助言会議の実態について把握することを目指した。それによって、今日のナイジェリアにおいて伝統的権威者が果たす媒介者としての役割を明らかにし、アフリカにおいて王位や首長位が持つ現代的な意味を考察した。

研究成果の概要(英文)：This study explored the role of traditional rulers on state administration in contemporary Africa. A case study was conducted in the Igbo society, one of three major ethnic groups in Nigeria. The Igbo people regard their traditional rulers, Ndi-eze as "the custodians of culture" of their local communities. However, ndi-eze are one sort of administrative chiefs who are recognized by the state government and formalized by its law. By collecting the ethnographic data on the relationship between the state/local government and traditional rulers, the study showed the contemporary role of traditional rulers as mediator and revealed that the governments used traditional rulers in order to get collective support from grass roots.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学, 文化人類学・民俗学

キーワード：文化人類学 アフリカ ナイジェリア 王制 民主国家 国際情報交換

1. 研究開始当初の背景

ポスト植民地時代のアフリカにおいて、特に過去 20 年の間に顕著となった現象の一つに、「首長位の復活」と呼ばれるものがある。多民族が共生するアフリカの様々な国で、国家が諸民族の王や首長を保護する政策をとっている。アフリカ国家のほとんどが植民地時代の領土を継承しており、歴史的に自明な正当性を持たない。そのため、自らの正当性を補完する一つ的手段として、諸民族の伝統的な権威者たちの囲い込みが行われているのである。その結果として、近代国家の樹立とともに消失するかに見えた王や首長たちが復権し、国家と伝統的権威者が並び立つ状況が見られる。

研究代表者は、この「首長位の復活」と呼ばれる現象について、ナイジェリアのイボ社会を事例として研究を進めてきた。植民地化以前のイボランドは、大小さまざまな地縁集団の寄せ集めに過ぎなかった。そしてそれらの地縁集団は、一部の例外を除いて、集権的な権威者が不在のいわゆる「無頭社会」であった。しかし現在のイボ社会には、小規模な地縁集団ごとにエゼ(王)と呼ばれる権威者が存在する。エゼの地位はほとんどの場合、1970 年代に当時の軍事政権が導入した行政首長制に由来する。しかし現在では、エゼの地位に対するイボ人たちの関心は非常に高く、「伝統的なイボ社会 = 王制が存在した社会」とする歴史認識まで生まれている。

これまで研究代表者は、ナイジェリア南東地域におけるフィールドワークをもとに、地縁集団内におけるエゼの役割や影響力について研究を進めてきた。そしてイボ人たちが、国家に包摂された現在の政治社会的文脈のなかで、外部社会と自らをつなぐ「媒介者」として認識していることを明らかにした。この研究成果をふまえ、民主政権下のナイジェリアにおいて、伝統的権威者と民主国家の関係の詳細を明らかにすることが、本研究の目的である。

2. 研究の目的

本研究では、民政移管から 10 年目を迎えたナイジェリアにおいて、諸民族の伝統的権威者(王や首長)が国家行政のなかで持つ役割や影響力について調査研究を行った。特に三大民族の一つであるイボ人を事例とし、小規模地縁集団を単位として選ばれる王(エゼ)が、地縁集団を越えて行使する影響を考察した。調査では、(1)州政府や地方政府が、地域の王制に対して与える影響力を分析するとともに、(2)政府が組織する伝統的権威者の助言会議の実態を把握することを目指した。それによって、近代国家と伝統的権威者が並存する現在のアフリカにおいて、王位や首長位が持つ現代的な意味を考察することを目的とした。

研究者はこれまで、現代イボ社会におけるエゼの役割を、特に地縁集団内における彼ら

の位置づけに注目し研究を進めてきた。それに対し本研究では、地縁集団を越えたマクロな政治機構のなかでのエゼの位置づけについて考察を進めた。

今日のナイジェリアの政治機構は、連邦政府、州政府、地方政府の 3 層制を採用している。イボ人が多数派を占める南東地域 5 州の場合、各地方政府の管区は複数の行政村で構成されており、この行政村がエゼの選出単位となっている。現代の行政機構においては公選の首長(州知事や議員など)が住民たちの政治的代表であり、各行政村の「文化的」代表と位置づけられたエゼたちは、政治に直接介入することを禁止されている。しかしその一方で、人びとはエゼを自分たちと政府をつなぐ媒介者として認識し、エゼたちが行政機構に対し影響力を行使することを期待する。また州政府や地方政府も管区内のエゼたちから成る助言会議を組織しており、連邦政府もまた必要に応じて各民族の著名な伝統的権威者を集めた会議を招集する。従って、エゼたちが行政機構のなかで持つ実質的な政治的影響力を把握し、それによってナイジェリアの民主政治における伝統的権威者たちの位置づけについて分析を加える必要がある。本研究では、ナイジェリア南東地域のイモ州を事例とし、州及び地方政府が組織する伝統的権威者たちの助言会議について調査を行った。さらに、州政府及び地方政府が各村落群の「文化的」代表であるエゼの選出において行使する影響力についても調査した。それによって、伝統的権威者と国家行政の関係について包括的に把握するとともに、現代アフリカの民主国家における伝統的権威者の位置づけについて分析を行った。

3. 研究の方法

本研究は、ナイジェリアにおける計 6 回のフィールドワークをもとに行なった。

平成 22 年度

初年度にあたる平成 22 年度は、平成 22 年度 5 月及び平成 23 年度 2 月にイモ州ンビセ地方を拠点とし、事前調査を行った。行政村の分割や新たな伝統的権威者の選出が進められていた村落群を集約的な調査対象として設定し、自治組織の役員や行政機関のスタッフを中心に聞き取り調査を行った。またイモ州の州都オウエリに赴き、行政村や伝統的権威者と関わる過去の条例について、州政府印刷局において文献収集を行った。

平成 23 年度

2 年目にあたる平成 23 年度は、平成 22 年 8 月から 9 月にかけて、さらに 12 月から平成 23 年 1 月にかけての、計 2 回のフィールドワークを行った。行政村及び伝統的権威者の創設における地方政府、州政府の影響力を調査するにあたり、当年度は新たに調査対象村を設定し、フィールドワークを行った。ナイジ

エリア南東地域の歴史を扱った文献にも登場する著名な委任首長がいた村であり、植民地時代から現在に至るまでの行政村の分裂過程と、その過程における政府の役割について聞き取り調査を行った。また、エジニヒテ＝ンピセ地方行政の伝統的権威者の助言会議について、関係者に聞き取り調査を行った。

平成 24 年度

平成 24 年 12 月から 1 月にかけて調査を行った。初年度より調査を行ってきた村落において、伝統的権威者を定める選挙が実施されたため、その過程について聞き取り調査を行い、州政府や伝統的権威者の助言組織が介入する方法について情報を収集した。加えて、新しく選出した伝統的権威者について州政府から承認を得たばかりの行政村を新たに集約的調査対象の一つに加え、戴冠式の参与観察を行うとともに、これまでの経緯について聞き取り調査を行った。

平成 25 年度

最終年度となる平成 25 年度は、平成 26 年 2 月に調査を行った。これまで調査を行ってきた行政村においてフィールドワークを継続するとともに、イモ州政府の伝統的権威者の助言会議について、関係者への聞き取り調査を行った。

4. 研究成果

(1) 民主国家の伝統的権威者への影響力

イボ人たちはエゼを、今日彼らが「タウン」と呼び、人類学者が「村落群」と呼ぶ伝統的な地縁集団の「文化の守護者」と見なしている。しかし、同時にエゼは、「自律的共同体」と呼ばれる行政村の長でもある。1981 年にイモ州で施行された条例によれば、エゼは「伝統と習慣に従って住民たちが同定し、選出し、政府によって承認された、自律的共同体の伝統的な、あるいはその他の長」と定められている。また、自律的共同体については、「特定しうる地理的な一地域、あるいは複数の地域に居住し、一つあるいは複数の共同体からなり、共通の歴史的遺産とともに共通の伝統的、文化的生産様式によって結ばれ、政府によって一つの自律的共同体と承認され認可された、人びとの集まり」と定義づけられている。エゼも、その選出単位である自律的共同体も、ともに伝統的な集団として位置づけられながらも、州政府の承認を必要とするのである。自律的共同体と認められた地縁集団は、エゼの選出方法について明文化した決まりを作り、それを州政府に提出することが義務づけられている。

エゼと政府の関わりについては、自律的共同体の住民たちも認めることである。人びとは、共同体の決まりに基づき選ばれながらも、未だ政府の承認の証として職杖を得てい

ないエゼを指して「エゼ・エレクト」(Eze-elect)と呼び、承認を得た「正式な」エゼと区別している。

州政府・地方政府が、エゼの地位に影響を及ぼす方法はいくつかある。

自律的共同体の設立における影響力

人びとは、「文化的」代表と位置づけられたエゼを政府と自分たちをつなぐ媒介者として位置づけている。自律的共同体の分割と新たなエゼの地位の選出は、民主政治において自分たちの政治的発言権を高めるものと考えている。そのため、今日のイボ社会において、自律的共同体の創設に関する人びとの関心は非常に高い。第 4 次共和制が始まった 1999 年の 12 月現在、イモ州の自律的共同体の数は、303 であった。それが現在では、2 倍以上、600 を超える共同体が存在する。

聞き取り調査によれば、自律的共同体新設の過程は、今日の政党政治の影響を強く受ける。任期の終わりが近づくと、州知事や議員たちは次期選挙に向けて投票者の歓心を買おうとし、その結果、自律的共同体新設の動きが加速する。しかし、選挙が終わり新しい政権が生まれると、前政権が認めた共同体の創設を無効とするような場合も過去にはあった。その場合、共同体の新設を求める人びとは再申請を行う必要があり、そのたびに申請費用を負担することとなる。

エゼの選出をめぐる影響力

エゼの選出にあたっては、自律的共同体の住民が「伝統と習慣」に従って自分たちの手で首長を選ぶ権利が認められている。伝統的なイボ社会が分節構造であったことを反映して、多くの共同体が下位セクションの持ち回りによる選出を行っている。しかし、円満に一人の候補者が選ばれることは極めてまれであり、多くの場合エゼの地位をめぐる住民間で対立が生じる。

エゼの地位をめぐる対立が生じると、後述する伝統的権威者を集めた州政府助言会議 (Imo State Council of Ndi-Eze) が仲裁に入る。時には、助言会議が対立関係にある特定の派閥を支持し便宜を図ることがあり、それがさらなる争いを招く場合もある。

(3) エゼと政治権力

人びとは、自律的共同体を分割し、新しいエゼを選出することは、州政府や地方政府に対する政治的発言権の増加につながり、ひいては政府財政において自分たちの分け前を増やすことになると考えている。そのため、共同体内の一部住民が自律的共同体の分割を訴え始めた場合、他の住民たちや既存共同体のエゼも分割を支持する場合が少なくない。

2001 年から 2002 年に調査を行った際には、エゼの創設が政治的権力の増加に結びつくという言説は、明確な根拠を持つものというよりも漠然とした思いであった。しかし、現在のイモ州政府は、地方政府の下に自律的共同体を単位とした共同体開発評議会

(Community Development Council) を設置し、地方行政と関わる一定の権限を与えている。結果として、これまで自律的共同体の分割を進めてきた村落群と、一つにとどまり続けた村落群の間で、州政府から分配される資源に差が生じているのである。

(2) 伝統的権威者の民主国家への影響力

エゼは、各自律的共同体の代表であり、伝統的権威者としての影響力が及ぶ範囲は、基本的に彼の共同体内に限定される。しかしその一方で、「伝統的なイボ社会 = 王制が存在した社会」とする歴史認識が多くの人びとに共有されるに至った現在、州政府や地方政府にとって各自律的共同体のエゼの存在は、決して無視できるものではない。州政府及び地方政府には、エゼたちを集めた助言会議が設けられている。

イモ州政府の助言会議 (Imo State Council of Ndi-Eze)

州政府の助言会議は、州内のエゼたちから選ばれた代表によって組織されている。州知事や議会が「文化」と関わりと判断した事案について取り扱う組織である。「文化」と関わる事案のなかには、先述した州内の自律的共同体におけるエゼの地位をめぐる争いの仲裁や、州政府が行う祭りなどの文化事業の取りまとめなどが含まれる。

助言会議のメンバーの人選には、州知事の意向が強く反映される。現政権以前 (2011 年以前) は、イモ州を構成する 27 の地方行政区 (LGA) から 2 名のエゼが選出された。そのうち一名は、該当する地方行政区のエゼたちが選んだ代表であり、もう一名は州知事の指名によって選ばれる。さらに、助言会議を束ねる会長 1 名と副会長 3 名も、州知事が指名する。結果として、州知事の指名によって選ばれたエゼたちを占めることになる。さらに現政権は、助言会議の組織改正を行い、各地方行政区から選出するエゼを 1 名に削減した。その人選にあたっては、該当する地方行政区のエゼたちが 3 名の候補者を選んだ後、そのうちの 1 名を州知事が指名することとなり、結果として州知事の意向がよりいっそう反映されることとなった。

地方政府の助言会議 (Local Government Council of Ndi-Eze)

イモ州政府を構成する 27 の地方行政区それぞれに、区内のエゼたちを集めた助言会議が存在する。州レベルの助言会議とは異なり、地方行政区内の全てのエゼがメンバーとなっている。

地方政府の助言会議は、州の条例に定められた機関である。だが、その一方で、エゼたちによって自主的な運営がされており、独自の会則もある。例えば、ンビセ地方を構成する 3 つの地方行政区のうち、アボ = ンビセ地方行政区の助言会議の場合、新たに選出されメンバーとなったエゼは、ある種の加入儀礼を受けなくてはならない。他のエゼたちを自

宅に招き開催する儀礼で、牛一頭を屠るほか、準備すべきものが決まっている。

助言会議の財源に注目すると、助言会議と地方政府の関係は、政権の交代とともに変化してきた。1999 年の民政移管当初は、助言会議の予算は、政府から地方政府に渡り、地方政府からエゼたちへと支給されていた。しかし 2007 年に誕生した I.G. オハキムを州知事とする政府は、助言会議の予算を州の助言会議を通して支給した。結果として、助言会議は地方政府から財政的に自律した状態にあった。しかし、2011 年以降の O.R.A. オコロチャ州知事のもとでは、各地方政府の助言会議への予算の支給そのものが廃止された。

また、ンビセ地方のエゼたちは、地方行政区レベルの助言会議とは別に、ンビセ地方レベルの助言会議 (Mbaise Council of Ndi-Eze) を自主的に組織している。エゼのみが参加可能な一種の社交クラブという側面もあり、加入にあたっては高額の入会費が必要となる。そのため、地方内の全てのエゼが参加しているわけではない。しかしその一方で、州政府の助言会議や委員会のメンバーに選ばれるためにはンビセ地方レベルの助言会議のメンバーであることが前提であるとも言われている。助言会議は、毎年ンビセ地方で開催されるヤムイモの収穫祭を取り仕切っており、地方政府に対しても一定の影響力を持っている。

以上の通り、イボ社会において地域集団の「文化の守護者」と位置づけられたエゼたちは、今日のナイジェリアの地方行政において、一定の影響力を持っている。州政府や地方政府は、エゼたちを住民たちの「代表」と見なし、草の根の支持を獲得する手段の一つと考えているのである。

(3) 国家を超えた伝統的権威者たちの影響力

エゼの影響力は、国家を超えて拡大している。ナイジェリア南東地域は、同国のなかでも特に人口過密の地域であり、植民地時代から移民の送り出し地域となってきた。特に 1980 年代以降、政情不安、契機の悪化を背景に、海外への渡航を選択する人々が増加した。今日では、世界各地にイボ人の移民コミュニティが存在する。海外にて比較的安定した地位を手に入れたイボ人たちは、同じ都市に住む同郷者を集め同郷団体を組織している。

今日、発展途上国の開発をめぐる議論においては、移民たちが「故郷」の発展に与える影響について関心が集まっている。実際に、途上国の政府や国際機関が、海外の移民たちに故郷の発展への協力を訴えかける場合もある。それは、ナイジェリアでも同様である。イモ州政府も、海外に暮らす移民たちに州への投資を積極的に呼びかけてきた。

イボ人移民たちが組織する同郷団体のリーダーたちのなかには、故郷のエゼから首長

位の称号を授受している者も多い。故郷への貢献によって手にした称号が、海外の移民コミュニティにおいても彼らの威信を高める役割を果たしている。結果として、伝統的権威者たちが、国外に住む移民たちが故郷に目を向けるきっかけを創り出しているのである。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計5件)

松本尚之、「日本で『黒人』として生きる」第199回京都大学アフリカ地域研究会、2013年11月21日、京都大学、査読無。

松本尚之、「在日アフリカ人の定住化とトランスナショナルな移動」東北人類学談話会、2013年10月26日、東北大学、査読無。

松本尚之、「在日アフリカ人の就業戦略とその問題」日本アフリカ学会第50回学術大会、2013年5月25日、東京大学、査読有。

松本尚之、「『国家なき社会』の王族たち：ナイジェリア・イボ社会における委任首長制のその後」日本アフリカ学会第49回学術大会、2012年5月27日、国立民族学博物館、査読有。

松本尚之、Nigerian Immigrants and the civil society in Japan、「人間安全保障・人身売買・搾取的移動」研究会セミナー、2011年9月14日、東京麻布台セミナーハウス、査読無。

〔図書〕(計3件)

松本尚之他、『国際開発と内発的発展：フィールドから見たアジアの発展のために』、北脇秀俊・金子彰・岡崎匡史編、朝倉書店、印刷中(2014年9月刊行予定)。

高谷紀夫・沼崎一郎・川口幸大・上水流久彦・玉城毅・杉本敦・吉田加世子・二階堂裕子・渋谷勉・松本尚之・久保田亮、『つながりの文化人類学』、高谷紀夫・沼崎一郎編、東北大学出版会、全340頁(pp.267-295)、2012年。

川口幸也・竹沢尚一郎・松本尚之・水沢勉・朝木由香・中村誠・渋谷拓編著、『彫刻家エル・アナツイのアフリカ』、読売新聞・美術館連絡協議会、全233頁、2010年。

6. 研究組織

(1)研究代表者

松本 尚之 (Matsumoto, Hisashi)
横浜国立大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号：80361054